

修了審査委員会実施要領改正 新旧対照条文（改正部分は下線）

平成 28 年 11 月 15 日改正

現行規程	改正規程	備 考
<p style="text-align: center;">修 了 考 査 委 員 会 実 施 要 領</p> <p style="text-align: right;">平成 20 年 6 月 6 日一部改正 平成 21 年 12 月 21 日一部改正 平成 23 年 10 月 21 日一部改正 平成 24 年 4 月 1 日一部改正</p> <p>1. 目的 この要領は、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会が実施する実務修習業務において、実務修習業務規程（以下、「規程」という。）第 35 条に定める実務修習修了審査委員会（以下、「委員会」という。）の業務の実施に関し必要な事項を定めるものである。</p> <p>2. 修了審査の期日及び場所等 (1) 修了審査は、12 月から翌年 2 月までの間で実務修習実施計画に定める期日及び場所において、毎年 1 回実施する。 (2) 本会は、前項の規定にかかわらず、病気その他特別の事情により同項の期日に受けることができなかった修習生に対して、1 回に限り、同項に定める期間内に、本会が定める場所において、前条に規定する方法により追審査を実施する。</p> <p>3. 委員会の委員 (1) 委員会の委員の総数は 14 名以内とし、会長が指名する。 (2) 委員は、原則として、現に不動産鑑定業者に所属し、かつ、鑑定評価実務に従事した期間が通算で 10 年以上の不動産鑑定士とする。</p> <p>4. 修了審査の方法 (1) 委員会は、規程第 36 条に定めるところによって、口述及び論文式による筆記の方法により修了審査を行う。 一 口述の審査は、規程第 27 条に規定する鑑定評価報告書を用い、実地演習の内容について行う。 二 論文式の審査は、鑑定評価の基本的事項のうち対象不動産の確定に係るもの及び鑑定評価の手順のうち鑑定評価額の決定に係るものについて行う。 (2) 前記第一号の口述の審査は、各修習生ごとに、規程第 39 条に規定する委員会の委員 3 名が修習生 1 名に対して直接質問を行い、修習生に答えさせるものとする。 (3) 修習生は、口述の審査にいかなる資料も持ち込んでならず、また、口述の審査を録音等して</p>	<p style="text-align: center;">修 了 考 査 委 員 会 実 施 要 領</p> <p style="text-align: right;">平成 20 年 6 月 6 日一部改正 平成 21 年 12 月 21 日一部改正 平成 23 年 10 月 21 日一部改正 平成 24 年 4 月 1 日一部改正 <u>平成 28 年 11 月 15 日一部改正</u></p> <p>1. 目的 この要領は、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会が実施する実務修習業務において、実務修習業務規程（以下、「規程」という。）第 35 条に定める実務修習修了審査委員会（以下、「委員会」という。）の業務の実施に関し必要な事項を定めるものである。</p> <p>2. 修了審査の期日及び場所等 (1) 修了審査は、12 月から翌年 2 月までの間で実務修習実施計画に定める期日及び場所において、毎年 1 回実施する。 (2) 本会は、前項の規定にかかわらず、病気その他特別の事情により同項の期日に受けることができなかった修習生に対して、1 回に限り、同項に定める期間内に、本会が定める場所において、前条に規定する方法により追審査を実施する。</p> <p>3. 委員会の委員 (1) 委員会の委員の総数は 14 名以内とし、会長が指名する。 (2) 委員は、原則として、現に不動産鑑定業者に所属し、かつ、鑑定評価実務に従事した期間が通算で 10 年以上の不動産鑑定士とする。</p> <p>4. 修了審査の方法 (1) 委員会は、規程第 36 条に定めるところによって、口述及び論文式による筆記の方法により修了審査を行う。 一 口述の審査は、規程第 27 条に規定する鑑定評価報告書を用い、実地演習の内容について行う。 二 論文式の審査は、鑑定評価の基本的事項のうち対象不動産の確定に係るもの及び鑑定評価の手順のうち鑑定評価額の決定に係るものについて行う。 (2) 前記第一号の口述の審査は、各修習生ごとに、規程第 39 条に規定する委員会の委員 3 名が修習生 1 名に対して直接質問を行い、修習生に答えさせるものとする。<u>その所要時間は、20 分ないし 30 分を標準とする。</u> (3) 修習生は、口述の審査にいかなる資料も持ち込んでならず、また、口述の審査を録音等して</p>	<p>現行 4.(4)前段の規定を移動。</p>

現行規程	改正規程	備 考
<p>はならない。</p> <p>(4) 口述試験は、修習生1名に対し20分乃至30分を標準とし、委員が合否のみを記載した用紙を集計し、合格判定は、委員3名のうち2名以上の賛成をもって決する。</p> <p>(5) 論文式の考査は、口述試験の開始する日の7日前までに、ホームページに公表すると共に、各修習生に文書で通知して行う。</p> <p>(6) 論文式の考査の問題は、修習生が自ら作成した規程細則第16条第一六号に定める指定類型に係る鑑定評価報告書のうちから、前記(1)二号に関わる範囲において、すべての修習生に共通する設問として1問を出題するものとする。</p> <p>(7) 論文式の考査の回答は、公表日から7日以内（郵便は当日消印有効で、宅配便は当日到着分有効とする）に本会に提出させるものとする。</p> <p>5. 修了考査の結果の判定</p> <p>(1) 論文式の考査の解答は、考査委員が分担してA・B・Cの3ランクにより採点し、Cランクの解答は、口述試験の結果と共に修了考査委員会において総合的に判定するものとする。</p> <p>(2) 論文式及び口述式の考査において、考査にあたる委員は、自己の所属する事務所等の職員、審査委員若しくは所属する事務等と利害関係を有する者、その他利害を有すると認められる者の考査を行ってはならない。</p> <p>(3) 修了考査委員会は、口述試験の最終日から21日以内に開催し、合否の決定を行わなければならない。</p> <p>(4) 修了考査委員会は、合否判定に係る審議についてその記録を作成し、本会の会長に通知しなければならない。</p> <p>(5) 本会の会長は、前項の規定に基づく通知があった場合には、規程第41条の規定にしたがって、実務修習の状況について、遅滞なく国土交通大臣に報告しなければならない。</p> <p>6. 修了考査委員会の開催</p> <p>委員会は、修了考査における当該修習生の合否判定を行うことのほか、次の事項をその職務とし、このための委員会を開催しなければならない。</p> <p>(1) 委員会は、前記4.(5)に規定する論文式の考査を行う21日前までに、論文式及び口述式の修了考査の問題を決定するための委員会を開催しなければならない。</p> <p>(2) 前記(1)の委員会においては、規程細則第22条第1項第三号に定めるところにより、特別の事情により修了考査を受けることができない修習生に対する修了考査の日を決定しなければならない。</p>	<p>はならない。</p> <p>(4) <u>口述の考査の点数は、試問した各委員が採点をしたうえで、当該委員の協議により決し、協議が調わない場合には委員長の決するところによる。</u></p> <p>(5) 論文式の考査は、<u>口述の考査</u>の開始する日の7日前までに、ホームページに公表すると共に、各修習生に文書で通知して行う。</p> <p>(6) 論文式の考査の問題は、修習生が自ら作成した<u>実務修習業務規程施行細則（以下、「細則」という。）</u>第16条第一六号に定める指定類型に係る鑑定評価報告書のうちから、前記(1)二号に関わる範囲において、すべての修習生に共通する設問として1問を出題するものとする。</p> <p>(7) 論文式の考査の回答は、公表日から7日以内（郵便は当日消印有効で、宅配便は当日到着分有効とする）に本会に提出させるものとする。</p> <p>5. 修了考査の結果の判定</p> <p>(1) <u>修了考査の結果の判定は、次の各号に定める方法による。</u></p> <p>一 <u>口述の考査の配点は、100点とする。ただし、口述の考査の採点においては、不動産の鑑定評価の実務に関する講義の受講状況、基本演習の履修状況及び実地演習の履修状況等を考慮する場合がある。</u></p> <p>二 <u>論文式の考査の配点は、100点とし、各問の配点は問題文に明示する。</u></p> <p>三 <u>前二号に規定する配点について、委員会において定める配点率に応じて按分し、合計したものを総合点（100点）とする。</u></p> <p>四 <u>当該修了考査の合格点は、前号により算出した総合点の60%を基準として、委員会が相当と認めた得点比率とする。ただし、委員会は、口述の考査又は論文式の考査の各成績のいずれかが一定の基準点に達しない場合には、それだけで不合格とすることができる。</u></p> <p>(2) 論文式及び口述式の考査において、考査にあたる委員は、自己の所属する事務所等の職員、審査委員若しくは所属する事務等と利害関係を有する者、その他利害を有すると認められる者の考査を行ってはならない。</p> <p>(3) 修了考査委員会は、<u>口述の考査</u>の最終日から21日以内に開催し、合否の決定を行わなければならない。</p> <p>(4) 修了考査委員会は、合否判定に係る審議についてその記録を作成し、本会の会長に通知しなければならない。</p> <p>(5) 本会の会長は、前項の規定に基づく通知があった場合には、規程第41条の規定にしたがって、実務修習の状況について、遅滞なく国土交通大臣に報告しなければならない。</p> <p>6. 修了考査委員会の開催</p> <p>委員会は、修了考査における当該修習生の合否判定を行うことのほか、次の事項をその職務とし、このための委員会を開催しなければならない。</p> <p>(1) 委員会は、前記4.(5)に規定する論文式の考査を行う21日前までに、論文式及び口述式の<u>修了考査</u>の問題を決定するための委員会を開催しなければならない。</p> <p>(2) 前記(1)の委員会においては、<u>規程細則第22条第1項第三号</u>に定めるところにより、特別の事情により修了考査を受けることができない修習生に対する修了考査の日を決定しなければならない。</p>	<p>施行細則の改正に併せて、修了考査の合否判定を点数により行うため改正。</p> <p>修了考査の合否判定を点数により行うため改正。</p> <p>文言の統一。</p> <p>文言の統一。</p>

現行規程	改正規程	備 考
<p>(3) 前記(2)の修了考査についての結果判定は、前記 5 の規定を準用して行うものとする。</p> <p>(4) 規程第 44 条第 1 項第一号及び第三号から第五号に規定する事実が判明した場合について、その処分について本会の会長に意見を述べる場合には、臨時委員会を開催するものとする。</p> <p>7. 修了考査委員会の運営その他修了考査委員会に関する事項</p> <p>規程細則第 24 条に定める委員会の運営その他委員会に関して必要な事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 委員長は、委員の互選により定める。</p> <p>二 副委員長は、委員長が指名する。</p> <p>三 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき又は欠くるにいたったときはその職務を代行する。</p> <p>四 委員の任期は 3 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>五 規程第 39 条に関する委員の資格の確認については、規程細則第 8 条の規定を準用する。</p> <p>六 本会の会長は、前号に規定する審査結果の答申があった場合において、当該事項について修得したと認めることができないときには、すみやかに修習生に対してその旨を通知しなければならない。</p> <p>七 委員会の議事は、出席数の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。</p> <p>八 委員の報酬は、論文審査及び委員会日当については実務修習審査会の審査料及び日当を準用し、口頭試問については実務修習の講義講師料を参考に別途定める。</p>	<p>(3) 前記(2)の修了考査についての結果判定は、前記 5 の規定を準用して行うものとする。</p> <p>(4) 規程第 44 条第 1 項第一号及び第三号から第五号に規定する事実が判明した場合について、その処分について本会の会長に意見を述べる場合には、臨時委員会を開催するものとする。</p> <p>7. 修了考査委員会の運営その他修了考査委員会に関する事項</p> <p>規程細則第 24 条に定める委員会の運営その他委員会に関して必要な事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 委員長は、委員の互選により定める。</p> <p>二 副委員長は、委員長が指名する。</p> <p>三 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるとき又は欠くるにいたったときはその職務を代行する。</p> <p>四 委員の任期は 3 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>五 規程第 39 条に関する委員の資格の確認については、規程細則第 8 条の規定を準用する。</p> <p>六 本会の会長は、前号に規定する審査結果の答申があった場合において、当該事項について修得したと認めることができないときには、すみやかに修習生に対してその旨を通知しなければならない。</p> <p>七 委員会の議事は、出席数の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。</p> <p>八 委員の報酬は、論文審査及び委員会日当については実務修習審査会の審査料及び日当を準用し、<u>口述の考査</u>については実務修習の講義講師料を参考に別途定める。</p>	<p>文言の統一。</p>